

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
会員の入退会及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第7条の規定に基づき、この法人の会員の入退会及び会費に関して必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員は、大阪府内の指定訪問看護事業所（サテライトを含む）、及びみなしの医療機関とする。ただし、賛助会員に対しては理事会、個人賛助会員に対しては業務執行会議の決議を経て定める。

(個人の正会員及び賛助会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第4条 第2条に定める会員は、次の入会金及び会費（年額）を納入しなければならない。

入会金

団 体 正 会 員	20,000 円
団体賛助会員	20,000 円
個人賛助会員	5,000 円

会費（年額）

団 体 正 会 員	20,000 円
団体賛助会員	20,000 円
個人賛助会員	12,000 円

2 前項の入会金は、継続会員につき、これを免除する。

3 事業所番号の変更は、新規開設とみなす。

(会費の納期)

第5条 会員は、当該年度の5月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した場合は、入会月の末日までに会費年額の全額を納付しなければならない。

(退会事由及び手続)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会及び除名以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第8条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、理事会において再入会の可否を審議するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成26年4月26日から施行する。
- 3 この規定は、平成29年1月19日に第2条と第4条を修正した。
- 4 この規定は、平成29年9月21日に第2条を修正した。
- 5 この規程は、令和元年6月22日に第4条を修正した。
- 6 この規定は、2021年9月9日に第2条を修正した。